

全国健康保険協会システム  
端末等及び LAN 環境導入に係る機器一式  
仕様書（案）

# 目次

## 第1章 調達概要

- 第1 はじめに . . . . . 1-1
- 第2 調達内容 . . . . . 1-2
- 第3 納入物 . . . . . 1-4
- 第4 納入場所 . . . . . 1-7
- 第5 前提・制約条件 . . . . . 1-7

## 第2章 基本構想

- 第1 LAN環境に求める基本要件 . . . . . 2-1
- 第2 LAN環境に求める機能要件 . . . . . 2-2
- 第3 セキュリティ要件 . . . . . 2-2

## 第3章 調達対象物品

- 第1 基本事項 . . . . . 3-1

## 第4章 役務内容

- 第1 基本事項 . . . . . 4-1

## 第5章 スケジュール定義

- 第1 マイルストーン . . . . . 5-1
- 第2 全体工程 . . . . . 5-1

## 第6章 プロジェクト管理要件

- 第1 スケジュール要件 . . . . . 6-1
- 第2 リスク管理 . . . . . 6-2
- 第3 品質管理 . . . . . 6-2
- 第4 要員管理 . . . . . 6-2
- 第5 課題管理 . . . . . 6-3
- 第6 コミュニケーション管理 . . . . . 6-3

## 第7章 設計・環境構築・テスト要件

- 第1 設計・環境構築要件 . . . . . 7-1
- 第2 テスト要件 . . . . . 7-4

## 第8章 運用保守要件 . . . . . 8-1

## 第9章 妥当性証明

### 第1 調達担当課室の長・・・・・・・・・・・・・・・・・・9-1

- 別紙1 全国健康保険協会システム全体構成概要
- 別紙2 全国健康保険協会システム開発全体工程表
- 別紙3 全国健康保険協会システム開発作業体制表
- 別紙4 業務拠点候補一覧及び機器導入台数
- 別紙5 拠点別導入スケジュール
- 別紙6 業務拠点フロアレイアウト
- 別紙7 用語集
- 別紙8 システム方式概要設計書
- 別紙9 IP アドレス付与規則
- 別紙10 マルチペイメントネットワーク 標準帳票ガイドライン

# 第 1 章 調達概要

## 第1章 調達概要

### 第1 はじめに

政府管掌健康保険については、現在、社会保険庁において運営されているところであるが、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の報告書（平成17年5月）や、政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」（平成17年12月）において、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を保険者として設立する方針が示され、これに基づき、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第164回国会に提出され、平成18年6月成立し、公布された。

この新たな公法人（「全国健康保険協会」（以下「協会」という。））については、平成20年10月に設立されることとなっており、被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。また、健康保険の適用や保険料の徴収の業務については、事務の効率化や事業所の負担軽減の観点から年金運営主体において厚生年金の業務と併せて行い、協会は、保険給付や保健事業、保険料率の設定等の業務を行うこととなっている。

こうした中、協会については、健康保険組合に加入していない者に対する被用者保険の最後の受け皿として、平成20年10月から保険給付等の業務を確実に実施できるよう、社会保険オンラインシステム（以下、「現行システム」という。）とは独立した新たなシステム開発を進めていく必要がある。

この新たなシステムについては、平成20年10月までという短期間で開発を完了し、確実に運用を開始することは言うまでもないが、本システムは「電子政府構築計画」及び「電子政府推進計画」の一環として、平成18年に策定された「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき実施されるものであり、現行システムが抱える諸課題の解決を図り、費用対効果に優れたシステムを構築していく必要がある。

社会保険庁においては、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を踏まえ、「業務改革プログラム」を策定し、業務改革の推進に取り組んでいるところであるが、健康保険業務に係る新たなシステムの構築にあたっては、法令遵守を基本原則とし、業務改革を推進するとともに、医療制度改革に適切に対応し、医療費の適正化等の保険者機能を強化していく必要がある。

また、今般の健康保険法の改正による健診の義務化等の医療制度改革に適切に対応していくとともに、政府のIT新改革戦略を踏まえ、レセプトのオンライン化などの動向に十分に留意し、これに対応したシステム構築を進めていく必要がある。

こうした課題を踏まえ、全国健康保険協会システムについては、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、③保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、その構築を行うものとする。

本書は、協会本部及び全国に点在する47支部（以下、「各業務拠点」という。）に設置する端末及び入出力機器等（以下、「端末等」という。）並びに構内通信設備及び付随す

る機器（以下、「LAN 環境」という。）のリースと、その導入に係る調達仕様書である。本章では、調達内容の概要を示す。さらに、第 2 章以降では端末等及び LAN 環境に関する基本構想、調達対象物品、役務内容、スケジュール、設計・環境構築及び保守業務等についての要件を示す。

なお、本件を含む全国健康保険協会システムの全体像と開発スケジュールとして別紙 1 「全国健康保険協会システム全体構成概要」及び別紙 2 「全国健康保険協会システム開発全体工程表」を添付している。

## 第 2 調達内容

### 1 品名

全国健康保険協会システム端末等及び LAN 環境導入に係る機器一式

### 2 物品及び役務

本調達では以下に示す物品を調達対象とする。

(1) LAN 環境の設計・構築・保守

- ① 各業務拠点の構内通信を稼働させるために必要となる機器の設計・導入及び保守

(2) ハードウェア機器及びその設計・初期設定・保守

- ① 本仕様書の「第 3 章 調達対象物品」に記載する要求仕様を満たすハードウェア一式
- ② 納入するハードウェア一式に対する初期設定・保守

(3) ソフトウェア製品及びその初期設定

- ① 本仕様書の「第 3 章 調達対象物品」に記載する要求仕様を満たすソフトウェア一式
- ② 納入するソフトウェア一式に対する初期設定・保守

### 3 役務内容

本調達役務の範囲は、端末及び LAN 環境の稼動に係る、工程管理・基本設計・詳細設計・機器発注・環境構築・機器設置・動作確認・テスト支援・運用保守・システム移行の支援、に分類される。

受注者は、平成 20 年 10 月 1 日から協会の各業務拠点において業務を円滑に実施できるように、本番稼動可能な状態にすること。

なお、受注者と調達済の他の業者との役割分担については、「別紙 3 全国健康保険協会システム開発作業体制表」に従い、該当する役割について責任を持って対応すること。

図表 1-1 調達範囲の概要

No	項目	概要説明	別紙 3 との対応
1	工程管理	プロジェクト管理、進捗・品質管理、共通課題管理、個別課題管理を行うこと。詳細については、「第 6 章 プロジェクト管理要件」を参照のこと。	工程管理
2	基本設計	端末等及び LAN 環境の稼動環境について設計を行い、基本設計書を作成すること。詳細については、「第 4 章 役務内容」を参照のこと。	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）
3	詳細設計	端末等及び LAN 環境の稼動環境について設計を行い、詳細設計書を作成すること。詳細については、「第 4 章 役務内容」を参照のこと。	
4	機器発注	各業務拠点に設置する本調達の対象物品の発注を行うこと。詳細については、「第 4 章 役務内容」を参照のこと。	
5	環境構築	「3 詳細設計」に基づき「4 機器発注」にて用意する端末等及び LAN 環境の構築を行うこと。詳細については、「第 7 章 設計・環境構築・テスト要件」を参照のこと。	
6	機器設置	各業務拠点に設置する端末等及び LAN 環境の物品納入を行うこと。詳細については、「第 3 章 役務内容」を参照のこと。	
7	動作確認	「5 環境構築」にて構築された端末等及び LAN 環境について、動作確認を実施すること。詳細については、「第 4 章 役務内容」を参照のこと。	
8	テスト支援	総合テストを主として実施する健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。 総合テスト（基盤）を主として実施する健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。詳細については、「第 7 章 設計・環境構築・テスト要件」を参照のこと。	
9	運用・保守	端末等及び LAN 環境の運用・保守業務の設計を行い、運用者向けドキュメント及び保守作業向けドキュメント作成を行うこと。 保守期間において、調達範囲内のハードウェア及びソフトウェアについて、定期点検、障害対応、修正等の保守作業を行うこと。詳細については、「第 8 章 運用・保守要件」を参照のこと。	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）及び運用・保守

No	項目	概要説明	別紙3との対応
10	システム移行の支援	システム移行を主として実施する健康保険業務システム及び間接業務システム開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。詳細については、「第4章 役務内容」を参照のこと。	システム移行

#### 4 契約期間

契約日～平成20年9月30日

上記の期間で、協会のシステム本稼働に必要な作業を全て完了させること。

但し、本契約終了後もリース契約期間中(平成20年8月1日～平成25年7月31日)は継続して保守を行えること。

### 第3 納入物

#### 1 ドキュメント類

調達対象である端末等及びLAN環境の設計では、本仕様書の内容及び社会保険庁運営部医療保険課(以下、本プロジェクトの窓口となる場合において「医療保険課」という。)に対して行う要件確認の結果及び各システム開発業者が作成した要件定義書に基づき、基本設計書や詳細設計書を作成し、納入すること。

端末等及びLAN環境の構築では、本仕様書の内容及び医療保険課に対して行う要件確認の結果に基づき、各種の計画書、テスト報告書等を作成し、納入すること。なお、これらの成果物については、「図表1-2 納入ドキュメント」に示す「納入期限」までにすべて提出すること。

以下に納入ドキュメントの例を示すが、受注者が有する開発標準、作業標準、開発方法論に従い、必要な納入ドキュメントを提案書で示したうえで、医療保険課の承認を受けることにより、代替することができる。なお、ドキュメントを代替することにより保守・運用を行う上で問題等を生じさせないこと。



図表 1-2 納入ドキュメント

No	項目	納入ドキュメント例	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定 アクティビティ)	納入期限
1	プロジェクト 管理ドキュメント	プロジェクト実施計画書(プロジェクト マネジメント計画書)、作業項目の階層 表(WBS)、工程表、スケジュール表、プ ロジェクト体制表等	プロジェクト管理 (1.2.4, 1.2.5, 1.2.6, 2.1.2, 2.1.4, 2.8.1, 2.8.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4)	平成20年5月 31日 (但し、プロ ジェクト実施 計画書は契約 後2週間以内)
2	品質管理 ドキュメント	品質計画書、品質評価基準書(評価指標、 判断基準)、品質報告書等	プロジェクト管理 (2.3.1, 2.3.2, 2.6.1, 2.6.2)	平成20年5月 31日
3	基本設計書	ネットワーク構成図、ハードウェア構成 設計書、ソフトウェア構成設計書、運用 プロセス設計書、保守プロセス設計書等	基盤・ハードウェア (3.2.1)	平成20年6月 15日
4	詳細設計書	LAN環境設計書、端末環境設計書、運用 設計書等	基盤・ハードウェア (3.2.1)	平成20年6月 30日
5	構築計画ドク ュメント	端末構築計画書、LAN環境構築計画書、 環境構築手順書等	基盤・ハードウェア (3.2.1)	平成20年7月 15日
6	動作確認ドク ュメント	動作確認計画書、動作確認手順書、動作 確認報告書、業務疎通計画書、業務疎通 手順書、業務疎通報告書等	基盤・ハードウェア (1.4.11)	平成20年9月 30日
7	システム環境 定義書	システム環境構築計画書、システム環境 構成計画書、ハードウェア構成管理プロ セス実施計画書、ソフトウェア構成管理 プロセス実施計画書、ソフトウェア導入 計画書、ネットワーク環境定義書、ハー ドウェア環境定義書、ソフトウェア環境 定義書、ソフトウェア導入報告書、シス テム環境構築報告書等	基盤・ハードウェア (3.2.1, 3.2.2)	平成20年9月 30日
8	システム管理 者、運用オペ レータ向けド キュメント	運用計画書、機器操作等に関するシステ ム運用説明書、システム運用手順書、シ ステム処理手引書等	基盤・ハードウェア (1.5.1)	平成20年9月 30日
9	保守作業向けド キュメント	保守計画書、マニュアル文書化プロセス 実施計画書、マニュアル構成管理プロセ ス実施計画書、システム保守手順書、シ ステム保守基準書、システム障害対策基 準書、システム障害対策手順書、不正ア クセス監視マニュアル、ウィルス対応マ ニュアル、緊急時対応計画(システム運 用)等	基盤・ハードウェア (1.5.1, 1.5.5, 1.6.1)	平成20年9月 30日

## 2 物品

「図表 1-3 納入ハードウェア、ソフトウェア及び関連資材」に提示する項目について、納入すること。

図表 1-3 納入ハードウェア、ソフトウェア及び関連資材

No	項目	概要説明	納入期限
1	ハードウェア	本件で導入するハードウェア一式 ※詳細については、本仕様書の「第 3 章 調達物品一覧」を参照のこと。 ※消耗品については、当該製品を使用する上で最低限必要な個数と交換用予備一式を添付すること。	平成 20 年 7 月 31 日
2	ソフトウェア	本件で導入するソフトウェア一式 ※詳細については、本仕様書の「第 3 章 調達物品一覧」を参照のこと。	
3	各種設定ファイル	本件の環境構築作業で設定した定義ファイル（スクリプト、シェル等を含む）	平成 20 年 9 月 30 日

本調達にてリースされるハードウェア及びソフトウェアは、平成 20 年 7 月 31 日までに納入すること。なお、平成 20 年 9 月 30 日までは一部の業務拠点にて既存業務を継続運用するため、納入拠点毎に設置時期、設置場所等を調整すること。また、本調達にてリースされる一部のプリンタについては、総合テスト期間中はデータセンターにて設置・設定・検証することとし、検証終了後、業務拠点に配送し、設置・検証を行うこと。

## 3 納入方法

- (1) 受注者はシステム納入時に指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体（CD-R または DVD-R）により日本語で提供すること。
- (2) 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とする。
- (3) 外部記憶媒体に保存する形式は、Word2003、Excel2003、Visio2003 及び PDF 形式とする。なお、ネットワーク構成図、機器レイアウト等の図面については、Visio2003 形式とすること。ただし、医療保険課が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 紙及び外部記憶媒体は 2 式ずつ用意すること。

## 4 ドキュメントの修正等

ドキュメントに修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページ、磁気媒体等については、修正後の全編を速やかに提出すること。

## 第4 納入場所

ドキュメント類については、医療保険課が別途指示する場所に納入すること。

ハードウェア、ソフトウェアについては、「別紙4 業務拠点候補一覧及び機器導入台数」に示す場所に納入すること。

## 第5 前提・制約条件

### 1 体制

(1) 受注者は、本件の業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項についてプロジェクト体制表を書面で提出し、医療保険課の承認を得ること。

ア 受注者側の体制

イ 受注者側の責任者

ウ 連絡体制（受注者側の対応窓口）

(2) 受注者側のプロジェクト管理責任者は本件の専任とすること。

(3) やむを得ない理由により体制を変更する場合は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。

### 2 再委託

本件の一部について再委託を希望する場合、受注者は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

### 3 プロジェクト推進に関する成果物

受注者は契約後2週間以内に医療保険課が別途提示する開発管理基準に従い、以下(1)について記載したプロジェクト実施計画書を医療保険課に提出し、承認を得ること。なお、プロジェクトの途中段階で修正・見直しが必要となる場合、医療保険課の承認を得ること。

(1) プロジェクト実施計画（プロジェクトマネジメント計画）

プロジェクトの目的や範囲、作業項目の階層表（WBS）の定義・作成方法、大日程レベルのスケジュールと対応するWBS、プロジェクトの実行・監視・終結等の方法、プロジェクト内の各種規程の改定方法、体制、会議体の定義等を記載したプロジェクト実施計画書を作成すること。

#### 4 環境配慮

- (1) 本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受注者側の内部の業務においても同様の配慮を行うこと。
- (2) 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。この際、以下の基本方針等に記載の事項については、必要な対応を行うとともに、特に、一般執務室に対し設置する機器に関しては、職員を中心とした環境調和に配慮すること。

ア「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

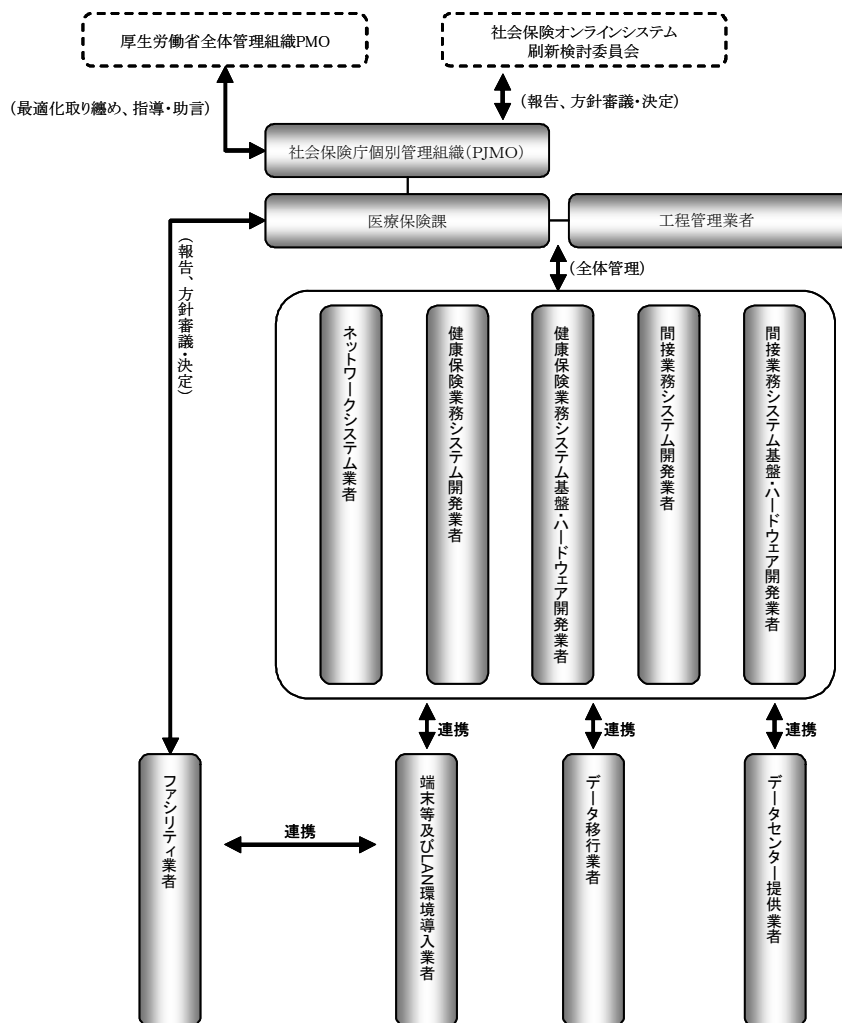
(2005年(平成17年)2月環境省総合環境政策局)

イ「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」(厚生労働省)

## 5 関係者との調整

- (1) 厚生労働省全体の最適化等の観点から、厚生労働省全体管理組織（PMO）、厚生労働省情報化統括責任者（CIO）補佐官から指摘等があった場合、及び社会保険庁内の業務・システムに関する最適化等の観点から、社会保険庁個別管理組織（PJMO）から指摘等があった場合は、指摘等に従い適切な対応を行うこと。
- (2) 工程管理業者から指摘や進捗等把握のための資料提出依頼等があった場合は、内容に沿って適切な対応を行うこと。
- (3) 医療保険課から指示等があった場合は、その指示等に従い適切な対応を行うこと。
- (4) 受注者は、現行ベンダーへの依頼や調整事項等については医療保険課と協議すること。また、必要となる調整作業を支援すること。
- (5) 受注者は、「図表 1-4 プロジェクト体制図」に示す関連業者と必要な調整・とりまとめ等を行うこと。関連業者との責任分解点については、本調達仕様書の「第 7 章 設計・環境構築・テスト要件」を参照のこと。

図表 1-4 プロジェクト体制図



## 6 検収

- (1) 医療保険課による検収を受ける際には、検収者の業務を極力抑え、かつ完全に検収できるよう、事前に方法を示した上で、受注者にて受入れテスト（運用テスト）の環境を整備する等の支援を実施すること。
- (2) テスト環境で使用した不要なユーザ ID、プロセス、サービス、データ等を検収前には、完全に削除すること。

## 7 保証

- (1) 各工程において必要となるハードウェア及びソフトウェア等を期日通りに各業務拠点に設置し、稼働可能な状態にすること。
- (2) 本調達で導入した、ハードウェア及びソフトウェア等の稼働責任を負うこと。
- (3) 検収後、受注者が納品した製品および実施した役務における瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において改修を行うものとする。

## 8 著作権等

- (1) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、社会保険庁が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めすべて社会保険庁に帰属するものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に医療保険課へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本件に係り第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。
- (6) 本件に係り発生し、社会保険庁に帰属するドキュメント類及びプログラム等に関するすべての権利は、協会設立時に協会に承継される予定であるので、承継が遅滞なく実施できるよう対応すること。

## 9 機密保持

- (1) 受注者は本件に係り知り得た社会保険庁または協会の機密事項や他の企業の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。
- (2) 本調達に基づく作業の実施中はもとより作業の実施後も、本調達で構築するシステムの構造、ハードウェア及びソフトウェアで新たに開発された技術、知識及びその他本契約を履行する上で知りえた社会保険庁または協会に係る情報を第三者に開示、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 社会保険庁が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、社会保険庁の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 社会保険庁が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に医療保険課と協議の上、承認を得ること。
- (5) 医療保険課の許可を得た上で再委託を行う場合は、再委託先についても同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、受注者の責任において管理・監督を行うこと。
- (6) 本件の業務を開始する前に再委託先を含めた受注者側のセキュリティ管理体制を策定し、管理を実施すること。

## 10 遵守事項

### (1) 庁舎管理等

受注者が開発作業等で、社会保険庁内の作業場所を使用する場合は、医療保険課と協議の上、必要な厚生労働省規程の手続きを実施し承諾を得なければならない。

### (2) 一般規程

民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の規程を遵守すること。

- ア 厚生労働省情報セキュリティポリシー※
- イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ウ 社会保険庁保有個人情報保護管理規程
- エ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- オ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第2版）

なお、今後、全国健康保険協会のセキュリティポリシーが策定された際には、同ポリシーにも遵守すること。

※以下に挙げる事項等について医療保険課に確認を取ること。

- ① 情報セキュリティ対策
- ② 機密保持（情報の目的外利用の禁止）
- ③ 情報セキュリティの侵害発生時の対処方法

- ④ 情報セキュリティ履行状況の確認方法
  - ⑤ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法 等
- (3) 開発等の作業場所

事前に医療保険課との協議を行い、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。  
なお協議にあたり、医療保険課は作業場所の現地確認を実施する場合がある。

## 11 要件の確認と疑義について

- (1) 本仕様書に基づく提案書の作成にあたり、必要となる質問や資料入手等は、必ず医療保険課を窓口として実施すること。
- (2) 本仕様書に記載の事項に疑問が生じた場合は、医療保険課との協議により解決すること。
- (3) 本仕様書に記載がない事項で、本件の遂行に必要と認められるものについては、医療保険課と受注者の間で協議の上、受注者の責任と負担の下に実施すること。
- (4) 「別紙 6 業務拠点フロアレイアウト」、「別紙 8 システム方式概要設計書」、「別紙 9 IP アドレス付与規則」及び「別紙 10 マルチペイメントネットワーク 標準帳票ガイドライン」については、医療保険課からの貸与とし、貸与を希望する場合には、「参加表明書」を提出すること。また、提案書の提出と同時に医療保険課へ返却すること。

## 12 参加適合条件等

- (1) 厚生年金保険・政府管掌健康保険または船員保険の適用事業所においては、直近 2 年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近 2 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (2) 品質管理体制について ISO9001:2000 の認証を取得している者であること。
- (3) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準）及び JIS Q 27001 認証（日本工業標準）のいずれかを取得していること。
- (4) 百万件規模の顧客数または契約数を持った、長期に亘る入出金管理を含む全国規模の大規模情報ネットワークシステムの設計開発を行った実績を有すること。
- (5) 47 都道府県の業務拠点について、端末等及び LAN 環境の導入（回線敷設工事を含む）実績があること。
- (6) 官公庁における情報システムの設計及び開発を行った実績（委託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む。）を有する者であること。
- (7) 以下の①から⑧までの資格について、いずれかの資格を保有後 2 年以上の実務経験を有している者を、当該業務実施の中心メンバーとして 2 人以上専任で配置できること。なお①及び②は必須とする。



- ① 情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア (NW)
  - ② 情報処理技術者資格のプロジェクトマネージャー (PM)、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータ、プロジェクトマネジメント協会 (PMI) が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP) のいずれか
  - ③ 情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア (DB、SM、SV)、情報セキュリティアドミニストレータ (SU)、上級システムアドミニストレータ (SD) のいずれか
  - ④ 情報セキュリティアドミニストレータ (SU)、上級システムアドミニストレータ (SD) のいずれか
  - ⑤ 情報処理技術者資格のシステムアナリスト (AN)
  - ⑥ 情報処理技術者資格のシステム監査技術者 (旧情報処理システム監査技術者も含む) (AU)、特定非営利活動法人日本システム監査人協会 (SAAJ) が認定する公認システム監査人 (CSA)、情報システムコントロール協会 (ISACA) が認定する公認情報システム監査人 (CISA) のいずれか
  - ⑦ 文部科学省 (旧科学技術庁) 技術士の第二次試験に合格し、技術士となる資格を有する者 (情報工学部門に限る)
  - ⑧ 電気通信国家試験センターの認定する工事担任者、電気通信主任技術者、第 1 種電気工事士のいずれか
- (8) 情報システムの調達に公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規程する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。厚生労働省 C I O 補佐官及びその支援スタッフ等 (常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号) に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号) に基づき交流採用された職員を除く。) が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者。平成 17 年 9 月に調達を行なった「政府管掌健康保険システム将来構想策定支援業務」、平成 18 年 5 月に調達を行った「政府管掌健康保険公法人システムの構築のための計画等作成・調達支援業務」を受託した者及び協会のシステム開発に係る工程管理業務を受託した者は当該業務には参加できないものとする。
- (9) 提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとする。なおこの場合は、以下に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。
- ① 単独参加の資格要件
    - 本提案への共同参加を行っていないこと。
  - ② 共同参加の場合の資格要件
    - ア 代表者が上記(2)から(3)の要件を満たしていること。
    - イ 共同参加する全ての者が(1)、(7)及び(8)の要件を全て満たしていること。

ウ 共同参加するいずれかの者が上記(4)から(6)の要件を満たしていること。

エ 共同参加者は三社以内とすること。

- (10) 共同参加の場合には、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定め、この者が提案書の提出を行うこと。

### 13 その他

- (1) 契約は落札後、速やかに行うこととする。
- (2) 環境の変更等により、システム稼働時における動作保証が満たされなくなる場合、再度の設定変更等による対応を行い、動作保証を行うこと。この場合、作成した設計書等にも反映させること。ただし、受注者の責任によらない場合については、上記記載の対象外とする。
- (3) 本件の調達は、リース契約により行う。リース費用の算出にあたっては、5年リースを基本として算出すること。また、リース費用は平成20年8月1日より支払うこととする。なお、平成20年10月以降については、社会保険庁から債務を承継した協会が支払うこととする。
- (4) 本件の入札範囲は、「第2調達内容 2 物品及び役務」に示す範囲の月額リース料（平成20年8月～平成20年9月までの総額）とする。
- (5) 保守については、本契約終了後もリース期間にわたって継続して保守を行えること。
- (6) この調達仕様書類の目的外利用は禁止するものとする。
- (7) 47都道府県の業務拠点への端末導入が3ヶ月間で完了となる作業計画を策定し、提案書に記載すること。

## 第 2 章 基本構想

## 第2章 基本構想

### 第1 LAN環境に求める基本要件

本調達の対象となるLAN環境に求める基本要件を以下に示す。

- (1) LAN環境の導入拠点は、都道府県毎に設置する本部及び47支部（約60拠点）を対象とする。
- (2) 各業務拠点よりデータセンター及びインターネットへの接続を可能とすること。ただし、データセンター及び各業務拠点を接続する広域ネットワーク回線構築、また、データセンターからのインターネット回線構築は別途調達されたネットワークシステム業者にて実施する。
- (3) LAN環境内において、「第3 セキュリティ要件」を参照し、セキュリティ対策を行うこと。
- (4) 各業務拠点のLAN環境の設計及び配線作業を行うこと。LAN環境敷設作業において、縦管工事等が必要となる場合、別途調達されたファシリティ業者、当該業務拠点担当及び医療保険課と協議の上、指示に従い、受注者の責任において実施すること。
- (5) 契約期間内において、設置・運用されるLAN環境に関する、稼動状況、セキュリティイベント、利用状況等について、監視及び管理を行うこと。
- (6) 総合テスト期間において一部の業務拠点内の会議室等に端末等及びLAN環境を仮設置すること。なお、仮設置した機器等は総合テスト終了後に医療保険課より別途指定する場所に移設すること。
- (7) 平成20年9月30日までは既存業務を継続して運用するため、業務拠点によっては、全国健康保険協会システムとの並行運用を考慮した上で、導入計画を作成すること。

## 第2 LAN環境に求める機能要件

下記に記載する LAN 環境に求める機能要件をすべて満たす、高いレベルの品質を要求する。

- (1) LAN 環境に接続する全ての端末等のセキュリティ対策状況を確認するための監視機能を有すること。また、セキュリティ製品を用いた監視支援を行うこと。
- (2) 「第3章 調達対象物品」に提示する機器にて、アクセスログを収集し、収集したログの分析ができること。
- (3) 「第1章 調達概要 第5 前提・制約条件 10 遵守事項 (2)」に示した規程に基づき、利用者単位で通信の発信元、宛先及びサービスを検証可能な機能を有すること。
- (4) 通信の暗号化を実現させるために、LAN 環境に導入するネットワーク機器は、可能な限り通信の暗号化機能を有する製品であること。
- (5) レイヤー2でのプロトコルは、IPv4を採用すること。将来的にIPv6対応する可能性を考慮し、IPv6対応の機器とすること。

## 第3 セキュリティ要件

### 1 LAN環境に求めるセキュリティ要件

LAN 環境でのセキュリティ対策は、取り扱う情報の機密性及びインターネット等の外部ネットワークとの安全な接続を維持するという観点から、ネットワークの可用性を損なわせる脅威及び不正なアクセスからネットワークを守ることが必要となる。ついては、「第1章 調達概要 第5 前提・制約条件 10 遵守事項 (2)」に示した規程に従った十分な対策を講じ、以下の要件をすべて満たす、高いレベルの機能と品質を要求する。

- (1) セキュリティ対策として市場に認知されている対策全般（情報処理推進機構（IPA）で公開されている情報セキュリティ対策等）を網羅すること。
- (2) 調達時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法にて実施すること。
- (3) LAN 環境稼働時点での必要機能の組み込みに加えて、稼働期間全体にわたっての継続的なレベルアップ（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅滞なく適応する等）のための仕組みを実現すること。
- (4) 技術的対策と合わせた運用面での対策も実施すること。
- (5) セキュリティ監査において改善の必要性が指摘された場合には、受注者の負担と責任において迅速に対応すること。
- (6) 受注者の責任範囲にある役務、物品及び当該 LAN 環境に対して、受注者は医療保険課（平成20年10月以降は協会。この章において以下同じ。）の指示に基づき、セキュリティ対策を実施し、高いセキュリティレベルを維持すること。

- (7) 受注者が実施する作業及び構築するネットワークが影響を及ぼす可能性がある他の役務、物品及びシステムに対して受注者が事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。また、ネットワークに関する導入、運用、保守、撤去等の一連の作業においても、受注者は十分なセキュリティ対策を行うこと。
- (8) 不正アクセス及び悪意のあるソフトウェアによる情報の誤用、破壊、破損、改ざんから LAN 環境を保護するとともに、全国健康保険協会システム及びネットワークに影響を及ぼすことのない仕組みとすること。
- (9) セキュリティに関する事故又は障害が発生した場合に備え、連絡・報告フロー、体制及び対応手順等を明示した対応マニュアルを作成し、医療保険課の承認を得ること。また、作成した対応マニュアルに基づいて、実際の事故を想定しての訓練を実施すること。なお、対応マニュアルには、不正アクセス、情報漏洩及びウイルス感染等必要と考えられる項目についても記載すること。
- (10) セキュリティイベントが発生した場合には、速やかに医療保険課へ報告し、指示に従って対応を行うこと。
- (11) 各ベンダーから脆弱性が公表された場合には、公表から 24 時間以内に医療保険課へ報告すること。
- (12) 各ベンダーからウイルス及びワームの情報が公表された場合には、公表から 8 時間以内に医療保険課へ報告すること。
- (13) LAN 環境に対するセキュリティ脅威の識別を行うための、全体的な管理の仕組みを提示すること。
- (14) 脆弱性対策のために LAN 環境の構成に変更がある場合には、医療保険課へ事前に更新内容を書面で提示し、承認を得て実施すること。また、更新内容（実施日、実施内容及び実施者を含む事項）を記載した書面を提出すること。
- (15) 導入する LAN 環境の脆弱性について、第三者機関等において検証・公開される仕組みを有すること
- (16) 管理対象となる LAN 環境で利用しているソフトウェア等について、公開された脆弱性に関連する情報を提示すること。また、脆弱性に関連する情報から、当該脆弱性がもたらすリスクを分析した上で、対策の必要性、対策方法、対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法、対策方法又は回避方法が LAN 環境に与える影響、対策の実施予定、対策テストの必要性、対策テストの方法、対策テストの実施予定等を医療保険課と協議し、脆弱性対策計画を作成し、迅速に対応できる仕組みとすること。

## 2 端末等におけるセキュリティ要件

各業務拠点に設置する端末等におけるセキュリティ要件を下記に示す。

- (1) 修正モジュールの迅速な適用、ウイルス対策の徹底等を行うこと。
- (2) 導入するサーバは、データセンターに設置済の NTP サーバ（インターネット標準の時刻情報プロトコルを実装したサーバ）との時刻同期を図ること。
- (3) クライアント OS 標準で備わっているセキュリティ機能（パーソナルファイアウォール等）を有効活用すること。具体的には、OS ベンダーが提供している推奨設定をベースとした設定を検討し、担当職員の承認を得ること。
- (4) ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (5) ソフトウェアのライセンス違反が発生しないよう、資産管理ソフトエージェントを導入し、資産管理できる環境を整備すること。また、ソフトウェア、修正モジュールの自動配付・適用状況の確認が迅速に行える環境も整備すること。
- (6) 各業務拠点に設置される端末（デスクトップ及びノート PC）は、セキュリティケーブルを装着すること。また、ケーブルの鍵は、別途設定する管理者が管理することとする。
- (7) 周辺機器、特に外部記憶媒体の接続については、データセンターに設置される管理サーバにて一元管理されるため、端末側にて管理を受けられる仕組みとすること。但し、一元管理できない周辺機器がある場合には、別途指示する情報管理者用端末を除いて、端末側から制限を設けること。

## 第 3 章 調達対象物品



## 第3章 調達対象物品

### 第1 基本事項

本調達の対象となる機器の前提条件及び要求仕様を示す。

#### 1 ハードウェア/ソフトウェアに関する前提条件

本調達の対象となる全てのハードウェア及びソフトウェアに共通する前提条件を示す。なお、ハードウェア固有の前提条件については「2 ハードウェア機器」を、ソフトウェア固有の前提条件については「3 ソフトウェア製品」を、ハードウェアの調達台数については「別紙4 業務拠点候補一覧及び機器導入台数」を参照のこと。

##### (1) 国際標準/規定等の遵守

本システムに導入するハードウェア及び市販ソフトウェアの構成要素は、オープンシステム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合）及びISO（国際標準化機構）等が規定又は推奨する各種デファクトスタンダードに準拠し、また、これらと必要十分なインタフェースを有すること。

##### (2) OS 及びソフトウェアについて

導入するソフトウェアは、「製品指定している物品」と「製品指定していない物品」がある。「製品指定している物品」については、記載内容に従い、「製品指定していない物品」については、本仕様書に示す要求仕様を満たし、納入時点での最新版であり、かつ、市場に流通している汎用製品であるものとする。なお、導入予定パッケージの前提製品である場合に、製品を指定している。また、運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム 基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成とする方針を採っている。

導入するソフトウェアのセキュリティに関する問題が確認された場合には、受注者において修正モジュールを提供すること。ただし、ソフトウェアメーカーから修正モジュール等が無償で提供されない場合には、別途医療保険課と協議の上、対応方針を決定すること。その際受注者は、修正モジュールを適用した際の影響を調査した上で、医療保険課に適用可否の判断をうけ、迅速な対応を行うこと。

##### (3) その他の共通事項

- ① 個々の調達機器は機種（型番）を一種類に統一すること
- ② 信頼性の高いハードウェア及びソフトウェア（以下、本節において「製品」という。）とすること。なお、信頼性については、「第8章 運用保守要件 5 保守設計要件 (7) その他（LAN 環境）」に記載のMTBFを参照されたい。

- ③ 製品及び提供するサービスの信頼性を確保すること。なお、信頼性の確保については、「第8章 運用保守要件 5 保守設計要件 (7) その他 (LAN 環境)」に記載の MTTR を参照されたい。
- ④ 機器同士の相互接続性等が十分に考慮された製品を選択する等、動作保証することが可能な製品を提供すること。
- ⑤ 納入する製品は、契約期間及びリース期間において同等品の継続供給が可能なこと。ただし、本システムの移行/導入完了後（平成 20 年 10 月以降）かつ導入する製品の保障期間の終了が避けられない場合に限り、後継製品での運用を許可することも可能である。
- ⑥ 納品対象には、調達する製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとする。ただし、ドキュメント類は原則、日本語で書かれたものとする。
- ⑦ 納入する製品に消耗品が含まれる場合、当該製品を使用する上で最低限必要な個数と交換用予備一式を添付すること。また、消耗品の価格/仕様・交換頻度等を記した消耗品一覧を作成して納入すること。

## 2 ハードウェア機器

以下に、本調達の対象となるハードウェアに関する基本事項を示す。

### (1) 前提条件

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 17 年 2 月環境省）に示されたプリンタ等の調達に関する基本方針については、各項目の「【判断の基準】」を満たすこと。なお、「【配慮事項】」については対応していることが望ましい。

### (2) 調達対象ハードウェア

本調達の対象となるハードウェア及び要求仕様については、「図表 3-1 調達対象ハードウェア」を参照のこと。

**図表 3-1 調達対象ハードウェア**

No	ハードウェア機器	要求仕様
1	帳票クライアントサーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・据え置きタイプの PC とする</li> <li>・OS は Windows Server 2003 を選択すること（※1）</li> <li>・CPU 1.6GHz 以上、メモリ 2GB 以上とすること</li> <li>・DVD/CD-R が読込めること</li> <li>・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること</li> <li>・17 インチ以上の液晶ディスプレイを用意し接続すること</li> </ul>
2	不正端末接続防止装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること</li> <li>・ネットワークに接続される機器を監視できること</li> <li>・新たに接続された機器の情報を不正端末接続防止管理サーバに通知可能なこと</li> </ul>

No	ハードウェア機器	要求仕様
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不正端末とみなされた機器の通信を妨害可能なこと</li> <li>許可された端末以外の不正な端末が LAN に接続されたことを検知し、排除可能であること</li> </ul>
3	端末 (デスクトップ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>OS は Windows Vista Business を選択すること (※2)</li> <li>メーカーによる動作保証が有ること</li> <li>CPU 2GHz 以上, メモリ 2GB 以上とすること</li> <li>ディスプレイは 20.1 インチ以上の液晶とし、1680×1050 (WSXGA+) 以上のフルカラーであること</li> <li>入力媒体として FD、CD-R、DVD を読み書きできること</li> <li>LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること</li> <li>周辺機器を接続した状態で、USB ポートに 2 ポート以上の空きがあること</li> </ul>
4	端末 (ノート PC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>OS は Windows Vista Business (※2) を選択すること</li> <li>メーカーによる動作保証が有ること</li> <li>CPU 2GHz 以上, メモリ 2GB 以上とすること</li> <li>ディスプレイは 14.1 インチ以上の液晶とし、1024×768 ドット (XGA) 以上のフルカラーであること</li> <li>入力媒体として FD、CD-R、DVD を読み書きできること</li> <li>LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること</li> </ul>
5	レーザープリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>モノクロであること</li> <li>A3、A4、B4 のトレイが同時に装着でき、手差しトレイを装備していること</li> <li>手差しトレイより、非定型帳票 (91mm×127mm、182mm×127mm 及び 273mm×127mm) の印刷が行えること</li> <li>ネットワーク対応であること</li> <li>SVF for Web/Client ver8.0 を利用して JIS2004 文字及び外字印刷が行えること</li> <li>SVF for Web/Client ver8.0 からプリンタのトレイ (手差し含む) を選択指定して、EMF 形式で出力可能であること</li> <li>データセンターに設置するプリンタ (※3) と同等の出力結果を得られること</li> <li>印刷速度は約 50 枚/分以上 (A4) であること</li> <li>A4 用紙は 2000 枚以上の給紙容量を有すること</li> <li>高速、低速用とも同じ解像度で印字可能なこと</li> <li>メーカー指定のプリンタ台がある場合は、提供すること</li> </ul>
6	レーザープリンタ (納付書用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>モノクロであること</li> <li>印刷方式は LED を光源に用いた電子写真方式であること</li> <li>ネットワーク対応であること</li> <li>微細描画が可能であり、コンビニバーコード (EAN128 形式)、カスタマバーコードの印刷が行えること</li> <li>OCR 用紙 四六判 70kg (OCR72) に片面印刷が行えること</li> <li>トレイより、非定型帳票 (114.3mm×297.34mm) の印刷が行えること</li> <li>書出精度±0.2mm 以内、斜行精度±0.2mm 以内であること</li> <li>SVF for Web/Client ver8.0 を利用して JIS2004 文字及び外字印刷が行えること</li> <li>SVF for Web/Client ver8.0 からプリンタのトレイ (手差し含む) を選択指定して、EMF 形式で出力可能であること</li> <li>印刷速度は約 50 枚/分以上であること</li> <li>用紙は 2000 枚以上の給紙容量を有すること</li> <li>高速、低速用とも同じ解像度で印字可能なこと</li> <li>上記の要求仕様を満たさない場合は、カスタマイズ対応すること</li> <li>医療保険課より貸与する「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」に則って作成された、金融機関及</li> </ul>

No	ハードウェア機器	要求仕様
		<p>びコンビニでの収納業務に利用する納付書の印刷において実績のあるプリンタであること。なお、実績のないプリンタを提案する場合は、事前に印刷した納付書が金融機関にて OCR 印字エリア、コンビニにてバーコード印字エリアの読み込みが可能であることを保証すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー指定のプリンタ台がある場合は、提供すること</li> </ul>
7	ドットインパクトプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノクロであること</li> <li>・幅 16 インチの連続帳票に印刷できること</li> <li>・10.5pt フォント（明朝体）が出力できること</li> <li>・ネットワーク対応であること</li> <li>・上質紙 四六判 55kg に片面印刷が行えること</li> <li>・非定型帳票（114mm×278mm）の印刷が行えること</li> <li>・印刷速度は約 80 字/秒以上（標準）であること</li> <li>・複数の文字サイズ（文字修飾は除く）で印字が可能なこと</li> <li>・SVF for Web/Client ver8.0 を利用して JIS2004 文字及び外字印刷が行えること</li> <li>・SVF for Web/Client ver8.0 からプリンタコマンド形式による出力が可能であること</li> <li>・データセンターに設置するプリンタ（※3）と同等の出力結果を得られること</li> <li>・メーカー指定のプリンタ台がある場合は、提供すること</li> </ul>
8	カードプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノクロであること</li> <li>・ホッパを装備し、連続印刷が行えること</li> <li>・ネットワーク対応であること</li> <li>・プラスチックカード（PET-G と同等以上の素材）に片面印刷が行えること</li> <li>・印刷速度は約 10 枚/分以上であること</li> <li>・印刷解像度は 300dpi 以上であること</li> <li>・SVF for Web/Client ver8.0 を利用して JIS2004 文字及び外字印刷が行えること</li> <li>・データセンターに設置するプリンタ（※3）と同等の出力結果を得られること</li> <li>・メーカー指定のプリンタ台がある場合は、提供すること</li> </ul>
9	カラー複合機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラーコピー機能を有すること</li> <li>・スキャナ機能を有すること</li> <li>・FAX 機能を有すること</li> <li>・ネットワーク対応であること</li> <li>・仕分けプリント機能を有すること</li> <li>・ネットワーク保存や保存文書印刷機能を有すること</li> <li>・ステープル機能及びソートコピー機能を有すること</li> <li>・2,000 枚以上積載のフィニッシャーを備えること</li> <li>・パンチ機能を有すること</li> <li>・コピー速度はモノクロ 75 枚/分、カラー50 枚/分以上であること</li> </ul>
10	封入封緘機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④「R12 封入封緘機」に関する仕様」を参照のこと</li> </ul>
11	L2 スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IEEE802.1Q に対応していること</li> <li>・設計上必要となる台数を提案すること</li> </ul>
12	L3 スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上必要となる台数を提案すること</li> </ul>
13	ゾーンボックス (小型 HUB)	
14	UTP ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カテゴリ 5 以上であること</li> <li>・設計上必要となる本数を提案すること</li> </ul>
15	OA/LAN ラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19 インチラック（EIA（米国電子工業）規格）とすること</li> <li>・設計上必要となる台数を提案すること</li> <li>・設計上必要となる高さの物を提案すること</li> </ul>

No	ハードウェア機器	要求仕様
16	ケーブルモジュール	・設計上必要となる本数を提案すること
17	UPS	・帳票クライアントサーバに接続すること
18	セキュリティケーブル	・PC を机等に固定すること
19	IC カード	・ISO7816 または ISO14443 の規格を満たしていること ・接触式であること ・職員のアクセス認証として ID/パスワード等が保持できること

- ※1 運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム 基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成としている。
- ※2 別途調達を行った、『全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務一式』において、導入予定のパッケージの前提製品である。
- ※3 平成 20 年 4 月より実施する総合テスト用に一部先行して、健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者にて導入予定であるため、異なる機種を提案する場合、事前に出力結果を検証し、先行して導入済の機種の出力結果と完全一致すること。なお、先行導入予定の機種については、別途提示することとする。

### (3) 調達対象周辺機器

#### ① 「3 端末 (デスクトップ)」に関連する周辺機器

端末 (デスクトップ) に関連する周辺機器及び要求仕様については、「図表 3-2 端末 (デスクトップ) に関連する周辺機器」を参照のこと。

**図表 3-2 端末 (デスクトップ) に関連する周辺機器**

No	周辺機器	要求仕様
1	テンキー	・Window 標準ドライバで動作可能であり、NumLock 非連動であること ・「TAB」「BS TAB」「,」キーがついており、スムーズな入力が可能なこと ※「BS TAB」キーは、「SHIFT」+「TAB」を押した時と同じ機能
2	IC カードリーダー/ライタ	・ISO7816 または ISO14443 の規格を満たしていること ・USB で接続できること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること ・接触式であること ・手動挿抜式であること ・職員がパスワードを変更した時、IC カードに書き込みが可能なこと ・各種 Windows アプリケーションに対し、認証時に ID/パスワードを自動的に入力し、ログオンする機能が搭載されていること
3	3.5 インチ FD ドライブ (読み書き)	・USB 接続であること ・MS-DOS フォーマットで読みとれること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること
4	DVD ドライブ (読み書き)	・DVD/CD-R の読み書きができること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること

No	周辺機器	要求仕様
5	マウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB 接続であること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であること</li> <li>・光学式であること</li> </ul>

② 「4 端末（ノート PC）」に関連する周辺機器

端末（支部用ノート PC）に関連する周辺機器及び要求仕様については、「図表 3-3 端末（支部用ノート PC）に関連する周辺機器」を参照のこと。

**図表 3-3 端末（ノート PC）に関連する周辺機器**

No	周辺機器	要求仕様
1	テンキー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB 接続であること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であり、NumLock 非連動であること</li> <li>・「TAB」「BS TAB」「,」キーがついており、スムーズな入力が可能なこと</li> <li>※「BS TAB」キーは、「SHIFT」+「TAB」を押した時と同じ機能</li> </ul>
2	IC カードリーダー/ライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO7816 または ISO14443 の規格を満たしていること</li> <li>・USB で接続できること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であること</li> <li>・接触式であること</li> <li>・手動挿抜式であること</li> <li>・職員がパスワードを変更した時、IC カードに書き込みが可能なこと</li> <li>・各種 Windows アプリケーションに対し、認証時に ID/パスワードを自動的に入力し、ログオンする機能が搭載されていること</li> </ul>
3	3.5 インチ FD ドライブ（読み書き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB 接続であること</li> <li>・MS-DOS フォーマットで読みとれること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であること</li> </ul>
4	DVD ドライブ（読み書き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVD/CD-R の読み書きができること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であること</li> </ul>
5	マウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB 接続であること</li> <li>・Windows 標準ドライバで動作可能であること</li> <li>・光学式であること</li> </ul>

③ 「10 封入封緘機」に関する仕様

封入封緘機に関する要求仕様については、「図表 3-4 封入封緘機に関する仕様」を参照のこと。

**図表 3-4 封入封緘機に関する仕様**

No	項目	要求仕様
1	シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 250mm×356mm であること</li> <li>・500 枚以上搭載可能であること</li> </ul>
2	インサート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・127mm×72mm～250mm×152mm であること</li> <li>・250 枚以上搭載可能であること</li> </ul>
3	定形外封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 266mm×332mm であること</li> </ul>
4	折タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内三つ折り、外三つ折り、二つ折り、四つ折りが可能である</li> </ul>

No	項目	要求仕様
		こと ・8枚以上まとめ折りが可能であること
5	月間耐久性	・最大 120,000 通
6	インサート厚み	・最大 2.5mm

### 3 ソフトウェア製品

以下に、本調達の対象となるソフトウェアに関する基本事項を示す。

#### (1) 前提条件

- ① 原則として、豊富な導入実績又は稼働実績を有する信頼性の高いソフトウェア製品とすること。
- ② 調達するソフトウェア製品は、日本語に対応した製品であること。また、導入機器等に搭載する OS に対応しているものとし、導入するソフトウェアが当該 OS に対応していることについて、公開されている資料等により証明すること。

#### (2) 調達対象ソフトウェア

本調達の対象となるソフトウェア及び要求仕様については、「図表 3-5 調達対象ソフトウェア」を参照のこと。なお、搭載対象の端末とは端末（デスクトップ）及び端末（ノート PC）を示す。

図表 3-5 調達対象ソフトウェア

製品カテゴリ			搭載対象		
大項目	項目	要求仕様/指定製品	端末	帳票クライアントサーバ	
業務 AP 基盤	フレームワーク	・.NET Framework 2.0 以上 (※2)	○		
	ターミナルサービスクライアントライセンス	・Windows Server 2003 TS CAL (※2)	○		
	プレゼンテーションサーバクライアントソフトウェア	・Citrix Presentation Server Clients (※2)	○		
	クライアントアクセスライセンス	・Windows CAL (※2)	○		
	帳票クライアントソフトウェア		・SVF for Web/Client ver8.0 (※2)	○	
			・Report Director Enterprise/Print Assistant (SVF) (※2)		○
	レーザプリンタドライバ	・納品予定の物品に対応可能であること ※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない	○	○	

製品カテゴリ			搭載対象	
大項目	項目	要求仕様/指定製品	端末	帳票クライアントサーバ
	レーザプリンタドライバ（納付書用）	・納品予定の物品に対応可能であること ※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない	○	○
	ドットインパクトプリンタドライバ	・納品予定の物品に対応可能であること		○
	カードプリンタドライバ	・納品予定の物品に対応可能であること ※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない	○	○
	媒体読み書きソフトウェア（DVD/CD）	・納品予定の物品に対応可能であること	○	
	PDF 表示ソフトウェア	・AdobeReader8.1 以上であること	○	
オフィス業務	Office 関連ソフトウェア	・Microsoft Office Word 2007 ・Microsoft Office Excel 2007 ・Microsoft Office Outlook 2007 ・Microsoft Office PowerPoint 2007 ・Microsoft Office Access 2007 ・Microsoft Office Visio 2007 ※他 MS 製品との一括リースを考慮し、最も安価なライセンス体系で提案すること	○	
	文書作成ソフトウェア	・一太郎 2007（※3）	○	
	Web ブラウザ	・Internet Explorer 7.0（※2）	○	
運用管理	構成管理（エージェント）	・WebSAM Asset Suite(AG)（※1）	○	○
セキュリティ管理	セキュリティパッチ管理（エージェント）	・InfoCage セキュリティリスク管理（クライアント）（※1）	○	○
	ウイルス対策管理（エージェント） Windows 用	・ウイルスバスターコーポレートエディション 8.0（※1） ※パターンファイルの更新はセキュリティパッチ管理ソフトウェア経由で実施すること	○	○
	ディスク暗号ソフトウェア	・利用者がデータの暗号化を意識する必要がないこと ・全ての格納データを常に暗号化すること ・他の PC に繋げても正当なユーザでない限り、データの閲覧は不可能であること ・DOS フロッピー起動をしてもファイルの閲覧は不可能であること ・暗号化アルゴリズムは、AES256bit、Blowfish256bit 等の高度なアルゴリズムであること ・米国政府標準である FIPS140-1 および、セキュリティ評価基準（CommonCriteria：コモン	○	



製品カテゴリ			搭載対象	
大項目	項目	要求仕様/指定製品	端末	帳票クライアントサーバ
		クライテリア) の EAL4 (EAL:保証レベル) 以上の認定を受けていること		
	デバイス制御ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>データセンターに設置される管理サーバを経由して、ActiveDirectory と連動し、FD や CD/DVD ドライブ、ネットワークドライブ、ファイルやフォルダ等へのアクセス制限を行える事</li> <li>特定デバイスの一時的利用をする際に管理者が制限を解除し利用できる機能を有すること</li> </ul>	○	
	ファイル暗号ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>FAT/FAT32/NTFS に対応していること</li> <li>FD、MO、USB メモリ、外付け HDD/FD、モバイル HDD、CD-R/RW、DVD-R/RW/RAM 上のデータの暗号化が可能なこと</li> <li>書き込まれたデータを自動的に暗号化が可能なこと</li> <li>暗号化されても「ファイル名」「拡張子名」は変更されないこと</li> <li>ファイル/フォルダを指定して暗号化が可能なこと</li> <li>受け取り側に同一のソフトウェアが存在しなくても暗号化したデータの受け渡しを可能とする機能を有すること</li> </ul>	○	
	IC カード管理ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証デバイスとパスワードを使用したユーザ認証によるログオンが可能であること。</li> <li>ログオン中に認証デバイスを抜くことで、使用しているパソコンをロックすることを可能とすること</li> <li>該当 URL にアクセスした際に、あらかじめ認証デバイスに格納してあるアカウントとパスワード情報を自動送することが可能であること</li> <li>データセンターに設置される管理サーバを経由して、ActiveDirectory と連動し、ログイン認証を行える事</li> </ul>	○	
OS	Windows	• Windows Server 2003 R2 SE x32 (※2)		○
	Windows	• Windows Vista Business (※2)	○	
フォント	OCR-B フォント	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本工業規格 (JIS 規格) JISX9001 に準拠していること</li> <li>SVF 対応のフォントとすること</li> </ul>		○

※1 運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム 基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成としている。

- ※2 別途調達を行った、『全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務一式』  
において、導入予定のパッケージの前提製品である。
- ※3 一太郎にて作成された既存資産が存在する。

## 第4章 役務内容